

重要事項説明書

訪問介護事業所
総合事業事業所
(介護予防型サービス)
(生活支援型サービス)

株式会社 Smile
訪問介護 スマイルケア

様

訪問介護 スマイルケア 重要事項説明書

1、事業所の概要

【法人】

法人名	株式会社 Smile
代表者氏名	代表取締役 白水 隆博
所在地	福岡県福岡市博多区板付1丁目5番9号
電話番号	092-436-2566
法人がおこなっている 他の事業所	デイサービス にこスパ ケアプランセンター いろはな 他

【事業所】

事業所名	訪問介護 スマイルケア
管理者	大西 篤
事業所の種類	指定訪問介護・指定介護予防訪問介護 総合事業 (指定介護予防型サービス・指定生活支援型サービス)
指定番号	4070903903 ・ 40A0900043
所在地	福岡県福岡市博多区板付1丁目5番9号
電話番号/FAX	092-436-2566/092-436-2570

【運営規程の趣旨】

株式会社スマイルが実施する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護、総合事業(介護予防型訪問サービス、生活支援型訪問サービス)(以下、「指定訪問介護サービスサービス」という。)に関して、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別紙運営規程に定めるものとする。

2、事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定訪問介護サービスの事業は要介護状態又は要支援状態(以下、「要介護状態等」という。)となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 事業所の運営方針

- ① 指定訪問介護サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 事業者自らその提供する指定訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

- ④ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 指定訪問介護サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑦ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護(身体介護)又は調理、洗濯、掃除等の家事(生活援助)を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにする。
- ⑧ 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、訪問介護員等に、その同居家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせないものとする。
- ⑨ 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- ⑩ 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

3、事業実施地域及び営業時間

サービス提供地域	福岡市・春日市・大野城市・糟屋郡志免町・須恵町・宇美町・粕屋町
営業日・営業時間	日曜日～土曜日(6:00～20:00)
休業日	無休

4、職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常 勤	非常勤
管理者	1名	
サービス提供責任者	2名	
訪問介護員	4名	7名
事務職員		1名

(平成30年4月1日現在)

※サービス付き高齢者向け住宅 スマイル板付 管理人との兼務を含む場合がある。

5、サービス内容

➤ 指定訪問介護・指定介護予防型訪問サービス

(1)身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助サービス及び利用者と共にを行う自立支援のためのサービス。

排泄介助	トイレ及びポータブルトイレへの移動、オムツ交換、後始末、失禁及び失敗への対応等。
------	--

食事介助	配膳、食事姿勢の確保、接食介助、水分補給等。
清拭	清潔保持のための身体拭き、陰部洗浄等。
入浴介助	手浴及び足浴等の部分浴、全身浴の介助。浴室への移動、洗髪、洗身、使用物品の片付け等。
整容介助	日常的な身繕いの整え(洗面、口腔ケア、爪きり、耳そうじ、髪の手入れ、簡単な化粧等。)
着衣介助	着替えの準備、手伝い
体位交換	体位の変換、安楽な姿勢の確保等。
起床・就寝介助	ベッドからの移動及びベッドへの移動介助、布団の片付け等。
移乗・移動介助	車椅子への移動の介助、補装具等の確認。
通院・外出介助	病院等の目的地への移動の介助。
服薬確認	配剤された薬の確認、服薬の手伝い、後片付け等。

(2)生活援助

日常生活の援助。利用者ご本人やご家族が行うことが困難な場合に行われる、本人の代行的サービス。

掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け。
洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥、取り入れ、収納等。
ベッドメイク	ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等。
衣類の整理・被服の補修	衣類の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等。
調理	一般的な調理、配膳、片付け。
買物	日常品の買物、品物及び釣銭の確認。
薬の受け取り	薬の受け取り。

➤ 生活支援型訪問サービス

生活援助

日常生活の援助。利用者ご本人やご家族が行うことが困難な場合に行われる、本人の代行的サービス。

掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け。
洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥、取り入れ、収納等。
ベッドメイク	ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等。
衣類の整理・被服の補修	衣類の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等。
調理	一般的な調理、配膳、片付け。
買物	日常品の買物、品物及び釣銭の確認。
薬の受け取り	薬の受け取り。

6、サービス利用料金

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則としてその利用者の自己負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

介護保険

(1)訪問介護基本報酬

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照
身体介護	20分未満	1,744円	174円
	20分以上30分未満	2,610円	261円
	30分以上1時間未満	4,140円	414円
	1時間以上 ※1時間から計算して30分増すごとのきざみの数	1時間から計算して30分を増すごとに877円を加算	1時間から計算して30分を増すごとに88円を加算
引き続き「生活援助」を算定する場合		25分増すごとに695円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに70円を加算
生活援助	20分以上45分未満	1,915円	192円
	45分以上	2,354円	235円
通院等乗降介助		1,037円	104円

(注)

1)「身体介護」及び「生活援助」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

総合事業**(2)介護予防型訪問サービス基本報酬**

サービスの内容		サービス利用 料金	利用者負担金
訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問	12,583円/月	1,259円
訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問	25,134円/月	2,514円
訪問型サービス費Ⅲ	要支援2 週2回を超える程度の訪問	39,878円/月	3,988円
訪問型サービス費Ⅳ	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問 ※1月の中で4回まで	2,867円/回	287円
訪問型サービス費Ⅴ	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問 ※1月の中で8回まで	2,910円/回	291円
訪問型サービス費Ⅵ	要支援2 週2回を超える程度の訪問 ※1月の中で12回まで	3,070円/回	307円

(3)生活支援型訪問サービス

サービスの内容		サービス利用 料金	利用者負担金
訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問	9,105円	911円
訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問	18,200円	1,821円
訪問型サービス費Ⅲ	要支援2 週2回を超える程度の訪問	28,868円	2,887円
訪問型サービス費Ⅳ	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問 ※1月の中で4回まで	2,075円	208円
訪問型サービス費Ⅴ	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問 ※1月の中で8回まで	2,107円	211円
訪問型サービス費Ⅵ	要支援2 週2回を超える程度の訪問 ※1月の中で12回まで	2,225円	223円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規または過去2か月間に当事業所からのサービス提供がない利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,140円	214円
生活機能向上連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言に基づき、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,070円	107円
生活機能向上連携加算Ⅱ	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	2,140円	214円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,070円	107円
認知症専門ケア加算Ⅰ	当該加算の体制要件、人員要件、認知症日常生活自立度の要件を満たす場合	32円	4円
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症専門ケア加算Ⅰの要件に加え、さらに人員要件、体制要件を満たす場合	42円	5円
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
特定事業所加算Ⅰ	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の20%	
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
特定事業所加算Ⅲ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
特定事業所加算Ⅳ		上記基本部分の5%	
特定事業所加算Ⅴ	特定事業所加算Ⅰ～Ⅳに加え、訪問介護員の総数の10分の3以上が勤続7年以上の場合	上記基本部分の3%	
介護職員処遇改善加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算・減算の合計の13.7%	
介護職員処遇改善加算Ⅱ ※		上記基本部分と各種加算・減算の合計の10%	

介護職員処遇改善 加算Ⅲ ※		上記基本部分と各種加算・減算の合計の5.5%
介護職員処遇改善 加算Ⅳ ※		加算Ⅲより算定した単位の90%
介護職員処遇改善 加算Ⅴ ※		加算Ⅲより算定した単位の80%
介護職員特定 処遇改善加算Ⅰ ※		上記基本部分と各種加算・減算の合計の6.3%
介護職員特定 処遇改善加算Ⅱ ※		上記基本部分と各種加算・減算の合計の4.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算・減算の合計の2.4%
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算 ※	中山間地域において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の5%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当事業所と同一建物に居住する一定数以上の利用者に対してサービス提供する場合	上記基本部分の12%
サービス提供責任者 体制の減算	介護職員初任者研修課程修了者(介護職員基礎研修課程修了者等を除く)をサービス提供責任者として配置している場合	上記基本部分の30%

○キャンセル料

①利用者の都合により、急なキャンセルの場合は次のキャンセル料を頂きます。

(状態の急変など、やむを得ず緊急な場合はキャンセル料は不要です)

②キャンセルが必要になった場合にはご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	基本利用料の半額

○その他料金

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収いたします。

実施地域外から、片道10キロメートル未満	一律300円
実施地域外から、片道10キロメートル以上	一律600円

7、秘密保持及び個人情報の使用

- (1)当事業所の従事者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- (2)当事業所の従事者であった者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- (3)当事業者では、別途定めた「個人情報の利用目的」の範囲内に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、ご利用者又はご家族の個人情報を使用します。

8、苦情の受付について

(1)当事業所相談窓口

訪問介護 スマイルケア

苦情受付窓口(担当者)	管理者 大西 篤
所在地	福岡県福岡市博多区板付1丁目5番9号
電話番号	092-436-2566
受付時間等	毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2)行政機関その他苦情受付機関

苦情受付窓口	所在地	電話番号
福岡市博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課	福岡市博多区駅前2丁目19番24号 大博センタービル	092-419-1081
福岡市南区保健福祉センター 福祉・介護保険課	福岡市南区塩原3丁目25番3号	092-559-5125
福岡市東区保健福祉センター 福祉・介護保険課	福岡市東区箱崎2丁目54番27号	092-645-1069
福岡市中央区保健福祉センター 福祉・介護保険課	福岡市中央区大名2丁目5番31号	092-718-1102
福岡市城南区保健福祉センター 福祉・介護保険課	福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号	092-833-4105
福岡市早良区保健福祉センター 福祉・介護保険課	福岡市早良区百道2丁目1番1号	092-833-4355
福岡市西区保健福祉センター 福祉・介護保険課	福岡市西区内浜1丁目4番1号	092-895-7066
春日市役所 高齢課	春日市原町3丁目1番5号	092-584-1111
大野城市役所 介護サービス課	大野城市曙町2丁目2番1号	092-580-1860
福岡県介護保険広域連合 粕屋支部	糟屋郡久山町大字久原 3168-1 粕屋医師会館広域施設3F	092-652-3111

太宰府市役所 介護保険係	太宰府市観世音寺1丁目1番1号	092-921-2121
福岡県国民健康保険 団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号	092-642-7859

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、ご利用者の主治医にご報告するとともに、ご指定の連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

11. 衛生管理の対策

事業所は、利用者に対するサービスの提供において、「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努めます。